

7 大館市立第一中学校の運動部活動等運営方針

I 運動部活動の意義と本方針の趣旨

学校の運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が参加し、担当者及びコーチ等（以下「指導者」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツがもつ様々なよさを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、各学校の教育課程との関連を図る中で、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させるために、大きな役割を果たしている。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ること、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感の涵養に資することなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

本方針は、大館市立第一中学校の運動部活動に所属する生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって、心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

II 適切な運営のための体制整備

1 校長の取組

- (1) 校長は、教育目標や本方針に則り、毎年度「学校の運動部活動等運営方針」を作成し、PTA総会やホームページ等で公表する。
- (2) 校長は教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とにならないことを考慮して参加する大会等を精査する。
- (3) 校長は、担当の複数配置や、適正な数の運動部活動設置を目指す。
- (4) 校長は、校内に学校の教職員、保護者、指導者等による部活動運営委員会を設置し、部活動の運営について理解と協力を求める。

2 指導者の取組

- (1) 指導者は、適切な活動日数や活動時間を設定し、年間計画、月間計画を立て、**る。年間計画は年度始め、月間計画は月中旬までに翌月分を生徒・保護者に周知し、活動の見通しをもたせながら運動部活動等を展開するよう努める。**
- (2) 指導者は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるように、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような指導に努める。

【各部の活動計画作成に当たって】

- ・学校教育目標及び「学校の運動部活動等の運営方針」等を基に計画する。
- ・生徒の発育や発達段階、運動能力、競技経験等を考慮する。
- ・参加する大会等の時期を考慮し、基礎練習期、試合想定練習期、大会期、休養期の設定等、活動と休養の適正なバランスに配慮する。
- ・運動会等の学校行事に配慮する。
- ・安全面を考慮し、最終下校時刻を設定する。

Ⅲ 適切な休養日等の設定

運動部活動等における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を定める。

1 基準

- (1) 休養日は、「平日の1日」と、原則として「日曜日」とする。
 - ・平日の1日は、基本的に水曜日に設定し、全校一斉の休養日とする。
 - ・大会等への参加などにより、土・日曜日2日間を活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。2日連続の練習試合は行わない。
 - ・第1・第3日曜日は、休止日とする。
- (2) 長期休業中の扱いも学期中に準ずる。
- (3) 夏季休業中の学校閉庁日と、年末年始の休暇日は、休養日とする。
- (4) 一斉テスト（定期試験）**当日までの8日間**を休養日とする。
- (5) 吹奏楽部、美術部、科学部、放送部など、文化的活動を主とする部活動においても同様とする。

2 活動時間について（活動時間には、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等は含まない）

- (1) 平日の部活動
1日の活動時間は、2時間程度とし、終了時刻を厳守する。

	4月～学校祭まで		学校祭後～修了式まで	
	6時間授業	5時間授業	6時間授業	5時間授業
活動終了時刻	18:30	17:30	17:45	16:45
下校完了時刻	18:45	17:45	18:00	17:00

- (2) 学校休業日及び長期休業日の部活動
 - ・1日の活動時間は、3時間程度とする。
 - ・大会や練習試合においては、この限りではない。

Ⅳ 運動部活動の事故防止

1 事故防止

- (1) 生徒が常に安全に活動できるよう、指導者が不在のときは、事故につながるような活動は行わない。
- (2) 事故防止や事故発生時に対応するマニュアルを作成する。
- (3) 使用する施設については、練習前に状態を確認するよう習慣づけ、定期的に点検補修を行う。
- (4) 可動式器具の移動及び設置の際には、定められた手順に従い、転倒等の事故がないように注意する。
- (5) 気温・室温等に応じ、十分な水分補給や休憩時間を確保し、体調の変化に留意する。
- (6) 気象庁が高温注意情報を発表した時間帯は、屋外での活動を原則として行わない。
- (7) 生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒については、無理をさせず、活動内容を制限したり休ませたりするなど、適切に対応する。
- (8) **新型コロナウイルス等の感染を防ぐため、活動を休止したり制限したりする場合があります。**

2 生徒の移動に係る交通安全対策

生徒の移動は、公共交通機関の利用が原則であり、やむを得ない事情等で自家用車や大型バス等を利用する場合には、次の事項に留意し、事故防止に万全を期すようにする。

- (1) 事前に参加計画を作成し、保護者の了解を得るようにする。
- (2) 運転者には、運転熟練者、交通事故の前歴がない者及び二種免許所有者など、運転者として適格な者を充てるようにする。
- (3) 運転者の健康状態に十分留意するとともに、無理なスケジュールや過度の走行距離にならないよう配慮し、安全運転に心がける。
- (4) 使用する車両については、法廷の検査及び点検並びに日常の整備点検を確実に実施しているものを使用する。また、任意の自動車保険（対人・対物・搭乗者等）に加入するとともに、生徒の旅行保険を付する。
- (5) 道路交通法等に基づき、乗車の際は全員がシートベルトを着用するなど、安全に十分心がける。
- (6) 不慮の事故等に備えて、保護者の連絡先や生徒の血液型の一覧、及び健康保険証等を携行すること。
- (7) 一日の走行距離はおおむね300kmまでとし、運転時間の合計は5時間までとする。

※平成30年4月3日教保2「運動部活動や体育的行事等における適切な指導及び事故防止の徹底について」より

V 体罰・不祥事等の防止

1 体罰の防止

- (1) 指導者は、生徒の心身の健康状態、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底を図る。
- (2) 指導者は、運動部活動指導者のチェックシート等を活用し、自らの指導について振り返り、その改善に努める。
- (3) 校長は、随時運動部活動の様子を見回りながら状況把握をする。

2 運動部活動の運営等に係る経費（保護者から徴収する場合等）

- (1) 運動部活動の運営にかかる経費は、年間計画に基づき、適切な運用を行うものとし、事前に校長の許可を得るものとする。
- (2) 運動部活動の運営等に係る経費は、保護者の理解を得た上で徴収し、明朗な会計処理ののち、保護者会等で、決算等について報告する。
- (3) 出納簿や通帳等は管理職により定期的な確認を行う。

附 則

基本方針は、令和6年4月1日から適用し、文化部活動についても準用する。